

令和5年横審第24号

裁 決

遊漁船A灯浮標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年12月29日05時10分

京浜港横浜第5区

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

総トン数 1.5トン

登録長 6.14メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 73キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操縦区画を配置し、船外機を有するFRP製遊漁船で、同区画中央に機関遠隔操縦レバー、同レバー左舷側に操縦ハンドル、その上方に魚群探知機兼GPSプロッター2台、同ハンドル後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和4年12月29日04時50分京浜港横浜第3区の係留地を発し、同港横浜第5区の釣り場に向かった。

ところで、京浜港横浜第5区の本牧ふ頭D突堤東面の地先では、令和2年5月15日から当面の間として新本牧ふ頭建設工事と称する工事が実施されており、その工事区域（以下「本牧工事区域」という。）が、横浜本牧防波堤灯台（以下「横浜本牧灯台」という。）から179度（真方位、以下同じ。）370メートル、130度240メートル、129度1,280メートル、148度1.5海里、170度1.4海里、174度1.4海里、184度1,360メートル及び180度1,340メートルの各地点を順次結ぶ線及び本牧ふ頭D突堤の岸線によって囲まれた海域に設定されており、その周囲海面上には、工事区域明示用標識灯と称する特殊標識で、光達距離が約4.5海里で黄色1閃光を4秒ごとに発する灯浮標2基及び光達距離が約3海里で黄色1閃光を4秒ごとに発する灯浮標21基がそれぞれ設置されていた。

また、a受審人は、本牧工事区域及び各灯浮標の設置状況を承知しており、航行時の目安とするため、GPSプロッターに本牧工事区域の南東端に設置された灯浮標の位置を入力し、その画面に表示させていた。

a受審人は、2台のGPSプロッターを作動させて操縦席の前に立った姿勢で操縦にあたり、横浜航路東水路を東行し、05時04分半僅か過ぎ横浜本牧灯台から314度1.0海里的地点で、針路を129度に

定め、19.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、左舷前方に横浜航路東水路へ入航する2隻の船舶を認めて航過距離を設けることとし、05時09分少し前横浜本牧灯台から116度600メートルの地点で、針路を140度に転じて続航した。

針路を転じたとき、a 受審人は、本牧工事区域東端に設置された灯浮標（以下「D灯浮標」という。）まで710メートルとなり、その後D灯浮標に向首して進行する状況となったが、既に自船がD灯浮標を航過しているはずなので無難に航行できると思い、定期的に周囲の灯浮標等との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、視線を左舷方に向けて前示各入航船の動静監視を行いながらD灯浮標に向首したまま進行し、05時10分横浜本牧灯台から129度1,280メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、D灯浮標に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、右舷船首部外板に破口等を、D灯浮標は支柱外板に擦過傷をそれぞれ生じたが、のちにいずれも修理され、a 受審人が前額部挫創等を、釣り客2人が右足部捻挫等及び腰椎捻挫をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件灯浮標衝突は、夜間、京浜港横浜第5区において、釣り場に向けて航行中、針路を変更する際、船位の確認が不十分で、D灯浮標に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、京浜港横浜第5区において、釣り場に向けて航行

中、針路を変更する場合、D灯浮標に衝突することのないよう、定期的に周囲の灯浮標等との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、既に自船がD灯浮標を航過しているはずなので無難に航行できると思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、D灯浮標に向首接近する状況に気付かないまま進行して衝突を招き、船体及び灯浮標にそれぞれ損傷を生じさせ、釣り客を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。これは、同人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月14日

横浜地方海難審判所

審判官 米 倉 毅